

岩波書店 発行
「怪しい朝鮮気配」

日本歴史を改竄せし者たちよ

下條正男
拓殖大学教授

文献批評を怠り、恣意的解釈を繰り返す彼らの妄言を放置すれば、
日韓の将来に禍根を残す」となる

二〇〇五年三月十六日、竹島の島根県編入百周年を記念し、島根県議会が制定した「竹島の日」条例は、内外に大きな波紋を投げかけた。従来、日韓の間に領土問題は存在しないとしてきた韓国政府は態度を一変、盧武鉉大統領自ら「我が国民の要求は、歴史の大義を基礎とする」として、「竹島の日」条例を「過ぎし日の侵略を正当化し、大韓民国の独立を否認する行為」と決めつけたからだ。

そのため韓国政府による対抗措置は早かつた。島根県議会が「竹島の日」条例を成立させる直前の二〇〇五年三月七日、

日、盧武鉉大統領は「長期総合的体系的に扱う専門的機構の設置」を指示、四月八日には「企画団設置および運営に関する規定」を定め、四月二十日には「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」が発足している。

ところで今年四月、竹島問題をめぐる新たな書物が岩波書店から刊行された。島根大学名誉教授・内藤正中氏と、韓国防衛大学校教授・金炳烈氏の共著『史的検証 竹島・独島』である（以下、『史的検証』と銘打ちながら、著者たちは文部省の「史的検証」と呼ぶ）。先に韓国で出版された『韓日の専門家が見た独島』の日本語

版で、原著の発行元「東北アジア歴史財団」は、前述の「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」が、二〇〇六年九月に改組されてできたものである（『史的検証』と原著との関連については、『東北アジア歴史財団』ホームページの記載による）。

同書の内容は、これまで韓国側が展開してきた竹島問題に関するプロパガンダの、まさに集大成といえるものだ。「史料的検証」と銘打ちながら、著者たちは文献批判を怠り、随所で恣意的解釈を展開している。

これを放置することは、将来にわたつて日韓双方に禍根を残すことにならう。また、拙著『竹島は日韓どちらのものか』（文春新書）に対しても、「理不尽な擲擲が向けられており、筆者には事の眞偽を明らかにしておく責務があると感じている。

加えて筆者は、一九〇〇五年六月から島根県の「竹島問題研究会」の座長を務め、中間報告書や最終報告書の作成にかかわってきた。『史的検証』には、「竹島問題研究会」に対する批判も含まれるため、この点でも反論が必要と判断した。

ここに貴重な誌面を借り、『史的検証』の問題点と、韓国側が主張する竹島領有の歴史的根拠の虚構性を明らかにすることにした。

内藤正中氏の竹島研究について、私はすでに、『現代コリア』一九〇〇五年六月号、一九〇〇五年七・八月号掲載の「竹島問題研究の課題——内藤正中氏の竹島研究の問題点」において、その立論の不備を指摘している。

金柄烈氏に対しても、韓国の『韓國論

壇』一九九六年八月号、一九九八年八月号で、韓国側が歴史的根拠を示さないまま竹島の不法占拠を続ける現状にふれ、「証拠を示し実証せよ」と求めた経緯がある。それらについて、いまだ明確な回答は得られていない。

『史的検証』は大部のものなので、本稿では韓国側に、竹島を占拠し韓国領と主張できる歴史的根拠があるのかという、最も根本的な問題に的を絞って検討し、他の論点については他日を期したい。

「子山島」は竹島なのか

竹島問題は、いつ、どのようにして発生したのだろうか。一般的には、一九五一年一月十八日、韓国の李承晩大統領が「李承晩ライン」を宣言し、そのなかに問題を論じてきた。

この点について、金柄烈氏は、『史的検証』第一部「子山島は独島なのか」のなかで、『萬機要覽』に言及し、「奥地志に曰く、鬱陵島と子山島は皆子山國の地であり、子山島は倭人のいうところの松島である」という文言を引用して、子山島が「独島」であるとの根拠としているのである（一一一頁）。「松島」とは、現在の竹島のことである。

（）には大きな問題が潜んでいる。な

下條正男
（一九五〇年長野県生まれ。国学院大學大
学院博士課程修了。八三年韓国に渡り、
市立仁川大学客員教授などを経て、
九八年帰国。拓殖大学国際開発研究所教
授などを経て、現在、同大学国際学部国
際学科教授。専攻は日本史。著書に『竹
島は日韓どちらのものか』（文春新書）他。

竹島を含めたことが発端であるとされて
いる。一九〇五（明治三十八）年に島根
県に編入された竹島は、戦後、韓国側に
奪われたのである。その後、韓国政府
は、一九五四年九月に竹島の武力占拠を
決定し、以来、韓国側の実質的支配が続
いている。

（）で問題となるのは、韓国側が「歴
史的にも、国際法上も独島は韓国の固有
の領土」とする根拠である。韓国側で
は、「独島」は鬱陵島の属島であるとし、
地誌や史書にみえる「子山島」という島
名は「独島」を指すとする前提で、この

ぜ金炳烈氏は『輿地志』の文言を、『萬機要覽』から引用したのだろうか。金炳

烈氏はなんの説明もしないが、『輿地志』を引用する文献は、『萬機要覽』だけで

はないからだ。それに『萬機要覽』の当該部分は、原典では「文献備考に曰う」からはじまりており、ここに引かれていた『輿地志』自体、『文献備考』からの孫引きだったことは明らかである。

少なくとも、『萬機要覽』に引用された『輿地志』を論拠とするには、それ以前の文献に引用された『輿地志』の文言との比較が欠かせない。つまり文献批判が必要という」とだ。にもかかわらず、金炳烈氏は、『萬機要覽』の、当該部分の書き出しに「文献備考に曰う」とあるのである。」の理由はどうにあつたのか。

『萬機要覽』が引用した『文献備考』は、申景濬らが一七七〇年に編纂した『東国文献備考』を増補した、李萬連の『增補東国文献備考』であった。また、金炳烈氏は『萬機要覽』の刊年を「一八〇八年」と注記するが、正しくは、この

書物は、朝鮮總督府が一九二七年に刊行したものである。

金炳烈氏は、自説の論拠とするなら、『萬機要覽』ではなく、より古い『東国文献備考』を使うべきだったのだ。

なぜ、そうしなかつたのだろうか。金炳烈氏が、現存する『東国文献備考』にふれながらないのは、理由があつた。それは、いまから十年ほど前、私が、韓国の『韓國論壇』誌上で、金炳烈

氏との間に論争ともいえない論争を起した際、拙稿「証拠を示し実証せよ」(一九九六年八月号)、「竹島問題の問題点」(一九九八年八月号)を通じて、『東国文献備考』が引用した『輿地志』の文言には、後世、改竄の手が加えられている事実を実証しておいたからである。

改竄された『輿地志』

「」で改めて、『東国文献備考』に対する文献批判を試みたい。

『東国文献備考』の成立は、一七七〇年であった。『英祖實錄』によれば、『東国文献備考』の底本には申景濬の『疆界誌』(一七五六年)が使われ、申景濬自身も『東国文献備考』(『輿地考』)の編纂に関与していた。

以上、金炳烈氏としては、同じ『輿地志』を引用した『萬機要覽』に依拠して、竹島は鬱陵島の屬島、千山島は竹島であるという主張を開拓せざるをえなかつたのである。

写本の『疆界誌』によつて当該箇所を確認すると、引用された『輿地志』に

え伏せておけば、一般読者には『萬機要覽』の記述が『東国文献備考』に由来する」となどわかるはずもないからだ。だが、こうした不自然な引用をあえてせざるをえないこと自体、韓国側が自ら主張する歴史的根拠に問題点が含まれる」とを認めただ」とにほかならない。

は、次のように書かれていたのである。

「輿地志に云う、一説に于山薦陵本一

島」

『疆界誌』に引用された『輿地志』は、『東国文献備考』に引用された『輿地志』の文言と明らかに違っている。底本となつた『疆界誌』では、薦陵島と于山島を同じ島としていたのである。

韓国側が竹島領有の歴史的論拠として持ち出す『輿地志』は、『東国文献備考』が編纂される過程で書き換えられたものだったのである。

ではなぜ、『輿地志』は書き換えられたのか。その理由について、申景濬は『疆界誌』のなかで、『輿地志』からの引用文に統いて、次のようにいう。申景濬

が田口の見解を述べた「接記」といわれる部分である。

「接記するに、輿地志に云う、一説に于山薦陵本一島。而るに諸図志を考ふるに、一島也。一つは則ち倭の所謂松島にして、蓋し一島は俱に是于山國也」

この接記からは次のことがわかる。于

山島と薦陵島に対する申景濬の考え方には、「一説に于山薦陵本一島」とする『輿地志』とは、明らかに違っていた。申景濬は、諸々の「國志」を参照した結果、于山島と薦陵島は別々の島だと考えていた。

申景濬が『輿地志』を引用したのは、そこには于山島と薦陵島を別々の島とする自説とは異なり、「于山薦陵本一島」

とする見解が示されているからであった。申景濬としては、「一つは倭の所謂松島で、薦陵島と于山島はともに于山國の地」とする田説の正当性を補強するため、「于山薦陵本一島」説の『輿地志』をあえて引き合いに出していたのである。

ここで問題となるのは、『輿地志』などどのような書物であったのか、ということである。結論からいえば、柳馨遠の『東国輿地志』（一六五六年）がそれであった。この書物は、『東国文献備考』の「輿地考」に多く引用されており、黄胤錫も『頤齋亂藁』の中で、次のように述べている。

「文献備考の輿地考、既に申景濬の修る

日本の領土「竹島」の歴史を改竄せし者たちよ

宮沢賢治大事典

京都

懶惰

懶ケ淵

志村有弘編 映画『怪談』の全貌。柴田謙二郎らの傑作短編集。巡る因果と愛の物語。一五七五円(税込)

送料別途300円

<http://www.bensey.co.jp/>
〒101-0051 神田神保町2-20-6

TEL 03(5215)9021
FAX 03(5215)9025

ところ、而して実は柳馨遠、金嵩、安鼎福を用い、もつて韓百謙の詰説に至るものなり」

申景濬が編纂にあたつた『東国文献備考』(「輿地考」)は、柳馨遠、金嵩、安鼎福らの先人の業績が使われていた、といふ」とある。

だが、柳馨遠の『東国輿地志』は早くから散逸したとされ、これまで当該箇所がどのように記述されていたのか、確認する術がなかつた。そのため、韓国側は、『東国文献備考』(「輿地考」)の文言が後世の改竄を経ているという可能性を、受け入れようとはしなかつたのである。

「于山島」は鬱陵島である

ところが近年、韓国・濟州大学校のオサンハク氏が写本の存在を確認し、柳馨遠の『東国輿地志』と『東国文献備考』に引用された『輿地志』を論拠とする以上、『東国文献備考』と、その底本となつた申景濬の『疆界誌』についての文献批判が不可欠になつてくる。

そこで拙稿「竹島問題の現代的課題」(『国際開発学研究』第1巻第1号)において、私は、申景濬の『疆界誌』(一七五六年)が、李孟休の『春官志』(一七

わかつた。
この事実は、重要な意味を持つている。これまで韓国側では、宋炳基氏らの解釈に従い、『疆界誌』の接記は、すべて柳馨遠の『東国輿地志』から引用されたものであるとしてきた。しかし、原本の発見によつて、その解釈が誤りであった事実が、証明されたからである。

だが問題は、文献批判を通じて実証されたこの明白な事実を、韓国側が認めようとしない点にある。金炳烈氏は、『東国文献備考』を採引きした『萬機要覽』を根拠に、自説を展開した。そのことは韓国側の文献解釈に、字面だけで文献を解釈しようとする傾向が強いことを物語つてゐる。少なくとも、『東国文献備考』に引用された『輿地志』を論拠とする以上、『東国文献備考』と、その底本となつた申景濬の『疆界誌』についての文献批判が不可欠になつてくる。

四年)を底本としていた事実を明らかにした。同時代の成海応が著した『研經斎全集』に、「安龍福伝、李孟休の著す」との春官志に載す」とあるように、申景濬が『疆界誌』に記した「安龍福伝」は、李孟休が『春官志』(「鬱陵島争界」)に記した安龍福の伝記と、ほぼ同文だったからである。

だが申景濬が丸写しにしたのは「安龍福伝」だけではなかつた。「鬱陵島」に関する記述も、『春官志』の内の「鬱陵島争界」を丸写しにしたもので、申景濬の『疆界誌』(「鬱陵島」)は、『春官志』(「鬱陵島争界」)の剽窃といつても差し支えないほどである。

だが、そうしたなかにあって、申景濬のオリジナルといえる箇所があつた。それが「愚接するに」で始まる、問題の接記である。李孟休の『春官志』では、当該箇所には次のよだな注記がなされている。

「蓋し」の島、その竹を産するをもつての故に竹島と謂い、三峯ありてか三峯島云う、于山鬱陵本一島」とあつたことが

島に至りては、皆、音訛説して、然る
なり」

李孟休は、『春官志』の中で、鬱陵島
は三峯島とも「于山、羽陵、蔚陵、武
陵、礪竹島」とも呼ばれていたとしてい
た。そのため申景濬は、『春官志』を写
して『疆界誌』（「鬱陵島」）を編纂する
際、自説とは違う李孟休の注記に替え
て、『島説』に書き換えたのである。その
際、申景濬は『春官志』と同じ説に立つ
柳馨遠の『東国輿地志』を書き込んだの
である。

（）まで述べてみると、『疆界誌』に

柳馨遠の『東国輿地志』が引用されてい
ることは、それほど意味を持たないこと
が分かる。申景濬としては、自説の目新
しさを強調するために、あえて通説に準
じた柳馨遠の『東国輿地志』を引き合い
にだしただけだからである。その上、
『東国文献備考』の編纂を経て、『東国輿
地志』からの引用文は改竄されていたの
である。

すると次に問題になるのは、申景濬が
引用文を改竄したのはなぜか、于山島を

今日の竹島とする根拠はどうなったの
か、という問題である。『東国文献備考』
が、于山島を現在の竹島とする以前、于
山島は鬱陵島と決っていた。

柳馨遠の『東国輿地志』（一六五六年）
をはじめ、韓百謙の『東国地理誌』（一
六一五年）や李孟休の『春官志』（一七
四五年）、それに十八世紀半ばの『輿地
圖書』等でも、于山島は鬱陵島のことを
さしていた。それを申景濬は、李孟休の
『春官志』を丸写しにし、分註までも捏
造して、新たに于山島を日本の松島
(現・竹島)とする説を打ち立てていた
のである。

珍奇な説を立て、剽窃、改竄、果ては
分註の捏造にまで手を染める申景濬と
は、いったいどのような人物だったので
あろうか。同時代の鄭東愈は、申景濬の
人となりについて、その著書『畫水編』
の中で、次のように記している。
「獨善、付会の説を為し、往々我より古
となす。是その短なり」

独善によつて付会の説を立て、それを
根拠とするのが申景濬の短所としてい

る。どうやら文献の恣意的解釈は、今日
だけの問題ではなかつたようである。

では、申景濬はどういう意図で于山島
を竹島とし、鬱陵島の属島としたのであ
ろうか。

諸悪の根源、安龍福証言

竹島問題において「諸悪の根源」とも
いふべき人物がいる。一六九六年、日本
に密航した安龍福という賤民（私奴）で、
彼は朝鮮に帰還後、取調べに對して、

第394回 正論を聞く集い！

講 師：大高 未貴氏（ジャーナリスト）
テー マ：南京・慰安婦問題のワナをたつ

開催日時●8月25日(土)午後2:00～4:00
会 場●大手町サンケイプラザ・3階
会 費●一般1,500円・学生1,000円

お問い合わせ・主催：正論の会
(代表・三輪和雄)
〒106-0032 東京都港区六本木3-4-5-505
TEL：03(3505)6585

「鳥取藩と交渉して鬱陵島と松島（現在の竹島）が朝鮮領になつた」と供述し、「松島は即ち于山島だ」と証言していた。

安龍福の証言は、官撰の『肅宗実錄』にも記録され、李孟休が禮曹（外交と儀礼を担当）の文書を整理した『春官志』（一七四五五年序）のなかに、「鬱陵島争界」としてまとめたことから、英雄としての安龍福像が朝鮮社会に確立していくきっかけになつた。

『春官志』の「鬱陵島争界」は、鬱陵島の帰属をめぐつて日本と朝鮮が争つた十七世紀末の顛末を記録したもので、李孟休はそのなかで「倭、今に至るまで、復た鬱陵を指して日本の地と為さず、皆龍福の功なり」としている。

だが『春官志』が確立した安龍福像は、他の記録に見られるこの人物の姿とは必ずしも一致しない。漂着人関連の記録をまとめた『漂入領來贍錄』（「犯境罪人安龍福論罪事」）では、鬱陵島への渡海が禁じられていた当時の朝鮮において、国禁を犯した罪人として、安龍福が

登場するからである。安龍福に対する評価は、すでに朝鮮時代から、英雄と犯罪の二つにわかれていった。

そのため、安龍福の証言を検討する際は、肅宗時代の日々の出来事を記録した『肅宗実錄』だけではなく、『漂入領來贍錄』なども併せて参考する必要がある。

『肅宗実錄』には、安龍福を取調べた際の供述調書の一部が記録されているが、もとより被疑者の供述は自己正当化の傾向を免れがたく、それが「事實」であるという保証もない。

これまで、韓国側の研究者の多くは、安龍福が鳥取藩と交渉して鬱陵島と松島が朝鮮領になつた。松島は即ち于山島だとする『肅宗実錄』の記事を無批判に引用し、あたかも韓国側の「独島」領有を裏付ける歴史的事実のように扱つてきた。

「付会の説を為」と評された申景濬も、そのひとりであった。申景濬が安龍福の証言を妄信していたことは、『疆界誌』において、李孟休『春官志』のなか

の安龍福伝を丸写しにして、「安龍福伝」を作つたことからも明らかである。

だが申景濬の『疆界誌』には、李孟休の『春官志』ではない「歴史」も書き加えられていた。安龍福の証言に依拠して于山島を「倭の所謂松島」とし、『輿地志』の文言を改竄したことである。

安龍福が「鬱陵島と松島を朝鮮領」とした英雄とされ、その歴史認識が定着するのは、申景濬の『疆界誌』からである。

地図も恣意的に解釈して

今日、韓国の歴史教科書は、その歴史認識に基づいて『肅宗実錄』に記録された安龍福の証言を、歴史的事実として教える。そのため多くの韓国人は、安龍福が日本に渡つて日本側と談判して、鬱陵島と独島を朝鮮領と確認させたと思いつ込んでいる。だが果たしてそれは歴史の事実だったのでしょうか。

それを確認するためには、「松島は即

ち子山島だ」と供述した安龍福が、なにを根拠にそういうたのか、「子山島」に対する安龍福の地理的認識を明らかにする必要がある。

その一つが、対馬藩の取調べに際して、安龍福が供述した次の証言である。

「（鬱陵島より）北東にあたり大きな島がある。鬱陵島に逗留していた間、ようやく一度、この島を見た。その島を知る者が言うには、子山島と書いていた」

この証言によると、初めて鬱陵島に渡った安龍福は、「ようやく一度」、子山島を見たという。そして安龍福が見た子山島は、鬱陵島の北東に位置していた。今日、日韓が争う竹島は、鬱陵島のほぼ東南に位置する。安龍福が見た島とは反対の方向にある。

このため安龍福が子山島とした島を今日の竹島だといい張るには、なにか別の根拠が必要になってくる。

韓国側は、古地図に注目した。「子山島」が描かれていれば、それを「子山島」と明記するようになつた。

日本領土「竹島」の歴史を改竄せし者たちよ
く独島と解釈し、独島が韓国領である」との根拠としてきたのである。
じつは安龍福が「松島は即ち子山島だ」と供述して以後、朝鮮の地図には大きな変化が起つていて、「所謂子山島」と明記された島が、鬱陵島の隣に描かれるようになり、その後の地図に継承されていつたからである。その早い例が、鬱陵島搜討官の朴錫昌等が一七一一年に作成した『鬱陵島図形』である。

だがこの地図で「所謂子山島」と注記された島は、鬱陵島から東に「キロほど」に位置するチクトウ（竹嶼）を示していることは明らかで、今日の竹島とは関係がない。

その後、チクトウに「所謂子山島」と注記する地図は、『海東地図』『輿地図』『廣輿圖』等と続き、金正浩の『青邱圖』（一八三四年）や、大韓帝国が一八九九年に刊行した『大韓全圖』、『大韓輿地圖』等では、鬱陵島の横の小島に子山島と明記するようになつた。

安龍福は、子山島を「倭の所謂松島」

と証言したが、朝鮮の地図上の「子山島」は、現在のチクトウ（竹嶼）を指し続けていたのである。

韓国側では、こうした歴史的経緯を無視し、子山島と記された地図があれば、それを例外なく松島（竹島＝独島）と解釈して、竹島を韓国領とする証拠としていた。文献批判を怠り、史料を恣意的に解釈する傾向は、地図の解説にも現れていたのである。

史料が示す韓国領の範囲

『朝鮮水路誌』（一八九九年）によつても、現在の竹島が朝鮮領と認識されているなかつた事実を確認することができる。「第一編、總記」によれば、朝鮮の範囲は「北緯三三度一五分より同四二度二五分、東經一二四度三〇分より同一三〇度三五分」であり、東經一三一度五五分に位置する竹島は、当然のことながら、朝鮮領には含まれていない。

だが、韓国側では、同じ史料を使つ

て、日本側とは別の解釈を導き出す。『朝鮮水路誌』の「第四編、朝鮮東岸」に、フランス船リアンコールト号によつて発見された列岩に関する記述があれば、これが竹島だというのである。

この主張も無理である。『朝鮮水路誌』の「第四編、朝鮮東岸」には、ロシア船ワイオダ号によつて発見された、北緯四一度一四分三〇秒東経一三七度一七分のワイオダ岩も紹介されているからだ。韓国側の論理に従えば、北海道の奥尻島近くと沿海州ナホトカ沖まで韓国領としなければ辻褄があわない。

『朝鮮水路誌』「第四編、朝鮮東岸」が「リアンコールト列岩」と「ワイオダ岩」を記載しているのは、それらが朝鮮領に含まれるからではない。日本海中の「暗岩危礁」を示したにすぎないからである。『大韓地誌』（一八九九年）に対する史料操作にも、同じような事情を見てとれる。この書には付図として学部編輯局刊行の『大韓全図』が付けられており、于

山島が描かれているから、竹島が韓国領である証拠にされてきた。

だが『大韓地誌』の「第一編、総論」を見ると、「我が大韓國の位置は、北緯三三度一五分に起り、三三度二五分に至り、東經一二四度三〇分に起り、一二

〇度三五分に至る」と、『大韓國』の領域が「」でも明記されている。そのうえ、『大韓全図』に鬱陵島とともに描かれた于山島は、東経一三〇度と一三一度五五分に位置する今日の竹島とは、なんら関係がない。

韓国側では、「松島は即ち于山島だ」とする前提で文献を解釈するため、地図や文献に「于山島」が出てくれば、「」と「」とそれを「独島」としててきた。

だがすでに明らかにしたように、それは『東国文献備考』に引用された『輿地志』を根拠に形成された歴史認識である。独島（竹島）を于山島とし、鬱陵島の属島とする歴史認識は、改竄された『輿地志』に起因する。先入見を捨て、

冷靜な文献批判さえしていれば、于山島が竹島でなかつたことは、おのずと明らかだつたはずである。

「竹島他一島本邦之関係なし」

1100五年、島根県の「竹島の日」条例制定に促され、外務省は、急遽、竹島問題関連のホームページを書き換えていく。

正中氏は、岩波書店発行の『世界』1105年六月号に「竹島は日本固有領土か」を寄稿、「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ國際法上も明らかに我が國固有の領土である」という外務省の見解を批判した。

内藤正中氏の外務省批判は、財團まで作つて日本批判を展開していた韓国側に、攻勢の格好の口実を与えることになつた。

内藤正中氏は韓国マスコミにもたびたび登場し、韓国側の主張を補強する役割

を果たしはじめた。韓国内でも、内藤氏は精力的な講演活動を行っている。さら

のだろうか。

に内藤氏による外務省の固有領土説批判は、「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」が刊行した『独島論文翻訳選一』(1905年十一月)にも収録され、1906年九月に、韓国の聯合通信が外務省や日本の各政党に公開質問状を提出した際にも論拠とされた。それが今回、『史的検証』の出版に繋がったのである。

内藤氏が、『世界』掲載論文や『史的検証』のなかで、外務省批判の根拠としている事柄のひとつに、明治政府による一八七七年の決定がある。島根県からの照会を受けた内務省が、独自の調査に基づき、「竹島他一島本邦之関係なし」という見解を示したものである。

だが内藤氏が問題とした「竹島他一島本邦之関係なし」は、果たして氏の解釈どおりの趣旨だったのであろうか。さら

に、明らかに韓国領の外にあった。このとき、明治政府が「竹島他一島本邦之関係なし」と決定したとしても、それがただちに韓国の領有を意味するわけではないことは、いうまでもない。

こので、明治政府が「竹島他一島本邦之関係なし」との判断を示した経緯を説明しておこう。

一八七六年、島根県が竹島（現・鬱陵島）と松島（現・竹島）を県に編入すべきかどうか、伺いを立てたことからはじまりた。この際、島根県の基本的な立場は、「管内隱岐國の乾位に当たり山陰一帯の西部に貢付すべきか」というもので、歴史的に関係の深い両島を県に編入しそうとしたのである。

その時、島根県は、「大略圖面」を提出している。それが『明治十年三月公文錄 内務省之部一』に収録されている「儀竹島略図」である。当然、この図は、竹島と松島が日本領であるとする観点で描かれている。

だが問題は、島根県が提出した「儀竹島略図」と、明治政府が依拠した地図との間に、地理的認識のズレがあつたことである。そのズレは内務省地理大属、杉山栄蔵の照会に対し、島根県が回答した報告のなかにもあらわれている。

報告のなかで島根県側は、「竹島」と「松島」に対する説明を行っているが、竹島についてはそれを「鬱竹島」とし、鬱陵島の地理的特徴を記している。したがって、このでいう「竹島」は現在の鬱陵島である。

ところが一方の「松島」に関する記述も、鬱陵島のことなのである。永祿年間、米子の大谷家が鬱陵島に漂着した事蹟、および元和四年、幕臣・安倍四郎五郎の斡旋で、鬱陵島への渡海を許された顛末が記されていることから判断しても、ここに記された事柄がいずれも現在の鬱陵島に関する記述であることは明白だからである。

島根県は「竹島」のみならず、「松島」

をも、鬱陵島と認識していた。つまり「竹島他一島」は、いすれも現在の鬱陵島のことと指していいたのである。

松島、韓人之を鬱陵島と称す

ではなぜそのような混乱が起つたのか。当時の地図に原因があつた。一八七年ごろの地図は、日本地図を西洋に伝えたシーポルトの日本図が基になつていて、そこにはダジュレー島とアルゴノート島の二島が描かれていた。日本では、それを参考に地図が作られていた。

この時期の「松島」が今日の竹島でないことは、その三年後の一八八〇年、外務省の指示を受けた天城艦の測量調査によつても明らかとなる。「水路報告第三十三号」は、「松島、韓人之を鬱陵島と称す」とし、その付図には、鬱陵島の東隣に竹嶼と表記された小島が描かれている。翌年、北澤正誠は、「竹島考証」で「其北方の小島竹島と号する者」ありとするが、それは朴錫昌等が一七一一年に作成した『鬱陵島図形』において「所謂子山島」とされた島で、この後、「子山島」はチクトウ（竹島）と呼ばれるようになるのである。

一八八二年、李奎遠が鬱陵島踏査をした際に「鬱陵島外図」を残すが、そこでも「所謂子山島」とされた島は、竹嶼ノート島が東経一〇九度五〇分、ダジュレー島が東経一三〇度五六分。つまり東経一三一度五五分に位置する。現在の「竹島」はそのどちらにも該当しない。したがつて、明治政府が決定した「竹島他一島」の「一島」を、今日の竹島といふすることができないのである。

存在を確認しておらず、自國の領土としても認識していない。

内藤正中氏は、「竹島他一島本邦之関係なし」のなかに、今日の竹島が含まれていると解釈している。しかし、これまで見てきたように、「他一島」が今日の竹島であることを示す根拠は存在しない。

では、盧武鉉大統領が強弁するように、一九〇五年の竹島の島根県編入により、今日の竹島は「韓国侵略の最初の犠牲の地」となつたのであらうか。韓国側が「侵略」だ、とする根拠は、一九〇〇年、大韓帝国が鬱陵島を鬱島郡に昇格させた際、その行政区域を、「鬱陵全島と竹島石島」としたことにある。韓国側では、石島と独島の発音が近いので、石島は独島に違いない、というのである。しかし、一九〇〇年ごろ、日・韓はどちらも、竹島を「リヤンコ島」と呼んでいたのである。独島の呼称は一九〇四年、鬱陵島の人々がアシカ猟のために日本人に雇われ、リヤンコ島に渡つてからものである。石島が独島のことだというな

ら、リヤンコ島がなぜ石島となつたのかについても、説明の必要があるのでないか。

一九〇七年の『大韓新地志』では、鬱島を「北緯一三〇度四五分より三五分に至る／東經三七度三四分より三一分に至る」としている。緯度と経度が誤って記されているが、この中に東經一三一度五五分の竹島は、明らかに含まれていない。

これに対し、明治政府が無人島のリヤンコ島を竹島と命名し、島根県に編入したのは一九〇五年。「他国に於て之を占領したりと認むべき形跡」がなく、該

である若波書店で、徹底した検証を通じて出版された点で大きな意味がある」と絶賛する。しかし、「これまで見てきたように、キム氏が「韓国の独島領有権に対して日本内に肯定的な視角を作る」と期待する」とした試みは、成功していない。むしろ本書が日本で出版されたことにより、韓国側には竹島を占拠する歴史的根拠がないという現実が、白日の下に曝け出されてしまったからだ。

「歴史認識」を出発点とする危険

だが、内藤正中氏は、拙著や、島根県の主張を批判し、「自己の主張に都合の悪い史料は隠したり、意図的に無視したりする研究」という（『史的検証』vi頁）。

なぜ、内藤正中氏から、そんな批評が飛び出すのか。それは竹島問題研究に対する内藤氏のスタンスが、基本的に間違っているからである。それを示しているのが、『史的検証』の「おわりに」の、

「韓国と日本との関係史を振りかえってみると、日本は加害者としての足跡を残していることを忘れてはならない。とりわけ近代史ではいうまでもない。したがって、一九〇一年の日朝平壤宣言のなかでは、『過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め』とした上で、日本は『痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明』したのである。／私は、竹島をめぐる過去の事実を歴史的に検証してゆくなかで、いつも上述の文言を想起しつつ、日本政府は歴史の事実に対して謙虚でなければならぬことを痛感していた」（115頁）

ここには後世の「歴史認識」を出発点にして歴史を語ろうとする、内藤正中氏の面目が躍如としている。竹島問題の発端は、いまから三百年ほど前の一六九六年、安龍福という人物が鳥取藩に密航し、帰還後、朝鮮政府の取調べに対しても供述した内容にあるのであって、二〇〇一年の日朝平壤宣言や「加害者としての

足跡」は関係がない。むろん「とりわけ近代理」の問題であるわけもない。

むしろ李孟休の『春官志』によつて英

雄としての安龍福像が確立し、申景濬が『輿地志』の引用文を改竄したこと、そして本来、鬱陵島を意味していた「于山島」が、今日の竹島にされてしまつた事情のほうが問題なのである。なぜなら、韓国側が依拠する歴史認識は、すでに十八世紀の時点で形成されていたからである。

内藤正中氏が、「歴史の眞実」を標榜するのであれば、安龍福の証言が、その後の朝鮮社会にどのような歴史認識を形成し、それが後世にどのような影響を与えてきたのか、その変遷から検証する必要があった。今日、韓国側が問題にする歴史認識は、三百年ほどの時代を経るなかで、複雑に絡み合い、形成してきたものだからである。

その歴史を無視して、「加害者としての足跡」といった先入見に基づいて過去の歴史を研究しようとする内藤正中氏の

スタンスは、危険きわまりない。そこですでに結論が出てしまつているからだ。

後世の「歴史認識」や先入見によつて領土問題を論ずれば、無意味な軋轢が起つるだけである。内藤正中氏が、自身の「歴史認識」にしたがつて、「謙虚さ」を貢こうとするなら、日本側が竹島を島根県に編入した一九〇五年当時、竹島が韓国領であつたことを立証するべきだらう。それができなければ、韓国側が続ける竹島占拠こそ、まさに「侵略行為」となつてしまふのではないか。

内藤正中氏は、そのもともと重要な部分に対し、沈黙をつづけている。「自己の主張に都合の悪い史料は隠したり、意図的に無視したりする研究がある」という批判は、内藤正中氏自身にこそあてはまる。

内藤氏は「誤った史料操作からは正しい結論は決して得られない」と念を押す。その通りである。内藤氏が鳴り物入りで振りかざす「竹島他一島本邦之関係

なし」こそ、既述のように「誤った史料操作」に根ざしていたのである。

韓国では、内藤正中氏の研究に依拠して、多くのプロパガンダ用の本や小冊子などが刊行されてきた。今回の『史的検証』のほかにも、「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」が二〇〇六年七月に刊行した『日本はこのように独島を侵奪した』や、鬱陵郡刊行の冊子などがそれである。

いずれも歴史的根拠も明らかにされぬまま日本批判の材料に使われている。これらについても追々、俎上に上げるつもりだが、その間にも、竹島問題から派生した日本海呼称問題、海底地名問題、排他的經濟水域問題、歴史教科書問題、慰安婦問題など、日韓関係を不快なものにする材料には事欠かない。もはや状況は危険水位に達している。

竹島問題とはどのようなものであつたのか。韓国側が提示する歴史問題とはどのようなものなのか。今後も読者の皆さんとともに考えていただきたい。